

米生産調整の

経過と価格論的考察 (II)

白川 清

三 目標を越える生産調整の内容

前述(『本誌』第二五巻第三号)のごとく七〇年産米の生産調整は、目標の一〇〇万トンに対し一三九%(九月)に達したし、七一年産米の調整目標は一挙に二・三倍になったにもかかわらず、現在の計画数量はそれを七%越えてかなり順調に進むごとくである。そこで価格論的考察に入る前に、最新の資料によって七〇年分について補足し、七一年六月の計画数量とその特徴を明らかにし、順調に進んできた生産調整の要因を日本農業の構造と米作の歪みの面から整理しておこう。

まず七〇年産米の生産調整実績についてであるが、前掲第三

《ノート》 米生産調整の経過と価格論的考察 (II)

表では九月二日現在だったから、これを二月末現在で要点を整理したのが第四表である。一見して明らかのごとくこの間にはほとんど変化がなく、調整数量は一三九万トンから一三八・九万トンに、面積では五〇〇ヘクタールの減少にすぎないし、転作と林地等への転換は二二%から二二・三%に若干増加している。これを農業地域別にみると、数量の減少は、東北、北陸、東海、近畿、中国・四国で、面積は関東、北陸、中国・四国でいずれも若干ずつ減少した。

これと逆に転作率は上昇したが、主な農区は北陸の一三・三%から一三・九%へ、近畿は二七・七%から二八・六%と最大であり、この他では東北と中国・四国が〇・一%上昇しているが、九州は三一・一%から三〇・八%へと低下した。以上が同時点での差異であるが、それはあえて考察を加えねばならないほど大きなものではない。

次に七一年産米の生産調整計画数量は目標を七%上回っているが、その最終結果がどうなるかは今後の動きにかかっている。だが五カ年継続で一挙に二・三倍化された目標を越えたことは、日本農業の主柱でありかつ多くの反対があったことからすると、まさに驚異的な事実であるといわねばならないであろう。そして私の実態調査等から考えると最終的には調整量がさらに増大すると思われるが、それはともかく第四表の計画数量を七〇年

第4表 米生産調整の実績と実施計画数量

	70年の生産調整 (12月末現在)				71年の生産調整計画 (6月18日発表)					
	数 量 (千トン)	面 積 (千ha)	目標数量 に対する 達成数量 率	実積面積 中の転作 率	実施計画 数量 (千トン)	実施計画 面積 (千ha)	目標数量 に対する 計画数量 率	転作・転換、 委託休耕、 法人貸付、 合 計 面積 (千ha)	実施計画 のうち転 作等の面 積割合 (%)	転作等 のうち 普通・特 別転作面 積割合 (%)
北海道	258.9	62.9	299	5.2	332.5	81.5	152	51.7	63.5	49.8
東北	297.3	66.0	129	22.3	389.5	125.5	118	61.4	48.9	43.8
関東	208.7	51.3	115	28.6	389.2	95.3	91	39.0	41.0	39.7
北陸	120.3	27.0	103	13.9	201.2	43.3	76	13.9	32.0	30.0
近畿	77.2	21.2	124	19.9	142.6	37.7	100	11.6	30.7	28.4
中国・四国	78.9	20.2	114	28.6	156.5	39.0	91	16.5	42.3	40.8
九州	165.7	43.2	134	34.3	302.0	75.0	104	39.7	52.9	51.3
合 計	1,389.3	337.3	141	30.8	2,467.3	581.9	126	284.2	59.6	58.6
			139	22.3			107		48.8	44.9

注: 70年12月末現在には食糧用米増産資料で、転作には林地等への転換を含むから、71年の「転作等」と内容は一致する。71年6月18日は農産調整資料、いずれの実績も四捨五入したから合計と一致しない。71年の転作等とは普通転作、特別転作、農地保有合理化法人、委託休耕、養魚池施設用地への転用合計であり、転作とは普通転作と特別転作(集団転作と永年性転作)の合計である。

の実績との対比で簡単に集約しておく。

第一に目標に対する達成または計画数量の率であるが、70年の最終結果はいずれの農区でも一〇〇%以上であったのに、

七一年の計画数量では関東・北陸・近畿ではいずれも目標数量を下回っているという点である。これを果別にみると、70年九月二二日現在で目標を下回っていたのは秋田(九五%)、山形

(九九%)、新潟(七八%)、滋賀(九五%)、京都(五二%)のわずかに五府県であり、しかもこの原因は主に地方政治的または農民運動主導によるものであった。

これに比し七一年六月の目標数量に対する計画数量の割合が、一〇〇%をこえる農区は北海道、東北、中国・四国、九州である。これを都道府県別で一〇〇%以上のものをあげれば、青森(一六八%)、岩手(一二一%)、宮城(一二六%)、東京(一二八%)、大阪(一二八%)、高知(一二三%)、長崎(一二四%)、熊本(一二一%)、大分(一二〇%)、宮崎(一二七%)、鹿児島(一二五%)である。これに対して一〇〇%未満は、山形(七四%)、茨城(七三%)、栃木(九二%)、埼玉(九二%)、千葉(七八%)、新潟(五九%)、石川(九一%)、福井(八四%)、岐阜(九六%)、三重(八五%)、滋賀(八七%)、京都(五〇%)、兵庫(九四%)、鳥取(九四%)、島根(九三%)、山口(九八%)、香川(九八%)、愛媛(九八%)の一八府県にも拡大したから、もはやこれを政治的ないし農民運動の結果と一義的にいえなくなった点である。それは米作依存の農業地域で転作も困難な地域と、そうでない地域との差別がかなり明確に示されているといつてよい。なぜなら七一年産米の米生産調整は、第三表にあげたとき予約申込限度数量という、新たな国家的強制の足枷のもとに実施割当てがなされたのに、右のごとき結

果になったのは、地域性の現われとみざるをえない。

第二に注目すべき差異は単なる休耕面積が減少し、転作等の面積割合が前年の二・三%から四四・九%に倍増したことである。これを種類別の面積で示すと、七〇年九月の休耕と土地改良の通年施行は二六三、三〇〇ヘクタールであったが、七一年の計画では二九七、七三七ヘクタールであり、これに新設された寄託休耕一九、七二〇ヘクタールを加えても三一七、四五七ヘクタールで、前年に比し二・五%にすぎない。

次に普通転作は七〇、九〇〇ヘクタールから一七一、一九九ヘクタールで、更に新設された集団転作五三、九四八ヘクタールを加えると、二二五、一四七ヘクタールで三一七・六%であるから、調整目標数量の増加率よりいじり高く高い。また林地等への転換は三、六〇〇ヘクタールにすぎなかったが、永年性植物への転作三五、八七〇ヘクタールと養魚池・施設用地三、四六〇ヘクタール、計三九、三三〇ヘクタールは前年の一、〇九三・五%にも達する。

ではなぜ転作等がかくも飛躍的に増加したかという理由であるが、生産調整面積の四四・九%の内わけを見ると、野菜の二八・八%を筆頭とし飼料作物二六・四%、豆類一六・三%、植林六・三%、果樹五・二%、裏作物二・七%、桑一・七%、その他二・六%になっている。このことから米作よりも有利な

ものに転換した、というようにみることはとうていできないであらう。

むしろ主たる原因は次の三つで、一つは七〇年産米の生産調整奨励補助金は〔 $\text{昨年度産米} \times \text{比} \times \text{比}$ 〕…… $107 \times \text{比} \times \text{比}$ 平均38,000円〕の一本建だ。たのが、七一年には前稿でのべた「 $\text{比} \times \text{比}$ 」と普通休耕奨励補助金は〔 $\text{昨年度産米} \times \text{比}$ 〕…… $107 \times \text{比}$ 平均38,000円〕と、絶対額でさえ切り下げられた。これに対して寄託休耕・農地保有合理化法人賃貸・普通転作に対しては一〇アール当たり右の金額に五、〇〇〇円をプラスし、また特別転作奨励補助金は一〇、〇〇〇円をプラスする、という三段階区分がなされた。こうした奨励補助金の格差づけが、普通休耕を相対的に激減させ、その他が増加した理由である。

二つには奨励補助金格差という単なる利害から転作等が増加したのではなく、単に休耕し放置しておけば農地が荒廃するから、何らかの作物を作って荒廃を防止しようとする農家の知恵による。たとえば私の調査した高知県野市町では、翌年も米作ができるように耕起二回と除草剤や肥料を散布すると、一〇アール当たり一万円余を必要とする。また三重県三雲村では互助制度を組織し、米作農家から一〇アール当たり九八〇円を出させ、これを生産調整した農家に配分したが、その額は〔奨励金十一万円〕になっている。また岩手県日市U農協管内でも休耕

互助会を作り、七〇年産米の政府売り渡し一俵当たり一〇〇円を徴収し、これを一〇アール当たり六、〇〇〇円の自主的追加奨励補助金として支出している。

つまり単なる休耕では奨励補助金が少ないのみか、その管理保全のために六、〇〇〇円ないし一〇、〇〇〇円を要するから、何らかの作物を栽培して管理保全を兼ね行ない、かつ奨励補助金を五、〇〇〇円多く受け取ることが目的で、転作物生産による農業所得増大というのは従属的目的にすぎないといっべき。

三つには調整面積の六・八%を占める永年性植物への転換と養魚池や施設用地化は、前年に対する増加率としては最大であったが、その意味は米過剰化観が農家にも定着して、旧来の劣等田や生産刺激の高米価で新たに開田した劣等田等を、永久的に転換しているものが多いとみてよい。

このうち転作等の面積に対する永年性植物への転作は、全国平均は一三・七%で最低は北海道の七・五%であり、最高は東海の二〇・七%、北陸一八・四%、中国・四国一七・八%、近畿一六・四%、関東一五・五%がつづき、他は全国平均よりやや下回っている。その内容は植林が最大で一六、五六〇ヘクタール、果樹が一三、六四六ヘクタール、桑四、四九七ヘクタール、その他であるから、いわば劣等水田の転換がかなり本格化したものといっべき。

注(一) 拙稿「岩手県下における米生産調整と農家経済」(統計研究会『米の生産調整と農家経済』、一九七一年三月)の第二章とくに二四―二八頁参照。なお右資料の

八二頁には、富山県下で「休耕田の管理保全費用概算」として、一〇アール当たり八、九一四円となっている。

四 生産調整促進の要因

以上のごとく米の過剰化対策としてとられてきた大規模な生産調整も、現在のところ目標数量をこえて進行しつつある。そこで日本農業の主軸でありかつ他の農産物に比して所得率が高く、一労働日当たり自家労働報酬としても最高クラスに属していた米の減産が、一見して好調に進行したし将来もそう推移するであろうとみられるが、その要因は何かについて検討を加える段階にきた。なぜならこれほど重要でかつ有利な米の生産調整が、かくも順調に進展しうるとは当初から予想もしえなかったからである。

もっともこの要因は種々複雑なものであり、たとえば自然災害のごとく不可避的な条件で生産調整量も増加するが、七〇年であれば高知県の目標額に対する調整率は一七三%(九月現在)で、中国・四国ブロックでは群を抜いていたが、その一因は一

期米の収穫が気象条件によって約半月おくれたので、二期米作を生産調整にあてたからであった。また七一年についても北海道や東北ブロックで高率なのは、春の冷害および長期的冷害予報によるといわれている。また地方公共団体や農協等が生産調整に対して、独自の財政支出や指導をするか否かによっても大きく異なってくる。しかしこれら自然のおよび政治的な諸要因については、本稿の範囲外としよう。

まず第一の要因は外的および内的条件の変化により、農業生産者が緩減の状態におちいつてしまい、とくに零細兼業農家は有利な米作さえやめざるをえなくなったことが、生産調整が目標を上回って進行した基本的要因だと考えられる。たしかに統計上の農家数は七〇年で全国が五三四万戸、都府県で五一八万戸となっているが、これは経営耕作地面積が西日本では五アール以上で東日本は一〇アール以上のものである。だがこれを経済構造的にみると農業者といえないものが多分に含まれており、「土地持ち労働者、貧農、小農、中農、富農という農民諸階層」(2)区分からすると、「五反未満階層は農業を主とするものではなく臨時的恒常的な賃労働や職員勤務を主業とするもの」(一八三頁)で、土地持ち労働者ないし貧農にすぎない。

家族労働力の半分以上を自家農業で燃焼し、かつ生活費も自家農業所得に依存する割合が高い、という小農・限界生産農家

階層は一・一・五ヘクタール経営階層であり、これ以上が経済構造的にみて、真に農業生産者資格を有するものといつてよい(一八六・一九二頁参照)。七〇年の都府県における一ヘクタール以上は一五七万戸で、総農家数のうち三〇・四%を占めるにすぎないし、〇・五ヘクタール未満は一九九万戸で三八・四%に達している。

この状態は米作偏重—農産物の輸入依存という経済政策にもよるが、国内的には五五年に始まる高度経済成長によって、農村労働力が急速に流出し、農業労働力の婦女・老齢化が進行してきたという農業外的条件による。

だが農業内部においても、ほぼ高度経済成長と時を同じくして農業生産の機械化が急速に進展し、かつ除草や病虫害防除の薬剤化にも支えられて、農業とくに米作の労働生産力はいちじるしく発展した。かかる農業生産の近代化は単なる技術や機械の発展ではなく、経済発展による農村的賃金の上昇が機械化を促進したのであり、「*薙草の強さやさやうに働きひさひさの地*」(薙草)という関係が成立したからでもある。

この結果として一つには、従来の経営規模では家族労働力の完全燃焼がなされず、零細経営では主幹労働力でさえ恒常的賃労働・職員勤務に転じうるし転ぜざるをえなくなった。つまり発展せる農業生産力は、旧来の零細耕作規模と矛盾するに至

ったのである。二つには主幹男子労働力の流出ないし転職は、前述の農業労働力の婦女・老人化を促進したが、かかる労働力では発展せる農業生産力に対応し難くなり、たとえば技術信託や協業および請負耕作さらに借地制を促進した。⁽⁴⁾

たとえば第五表にみられるごとく、一九六〇年から七〇年までの間に都府県の農家数は八八・九%になったが、専業農家は三八・三%で兼業農家は逆に一一・四・六%に増加し、この兼業農家でも第一種より第二種が急増したし、この間に専業農家は総農家の三三・七%から一四・五%になった。

また一六・五九歳で年間六〇日以上自家農業に従事した、というゆるい規定での基幹的農業従事者をみるに、都府県の七〇年で一人もいない戸数は三五・七%で、一人は二九・四%でこのうち女のみは八九・六%に達する。両者の合計は六五・一%にも達するが、もはやこれを経済的観点では農業者とはいひ難いのであり、農業者とは都府県総農家数の三分の一である。これを階層別にみると加工業的・工場生産的な例外規定農家を別として、基幹的農業従事者が二人以上いる農家が半分以上を占めるのは一ヘクタール以上階層である。

このように農家が萎縮状態になり、農家ではあるが農業者ではないものが大量に存在することが、米生産調整をかくも順調に進ませてきた基本的原因だと私は考える。これを明らかにす

第5表 専業別、基幹的農業従事者数別戸数

(1) 専業、兼業別農家戸数

	実 数					構 成 率 (%)				
	数 (千戸)					構 成 率 (%)				
	専業農家	兼業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	専業農家	兼業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	専業農家	兼業農家
全 国	6,057	2,076	3,978	2,036	100.0	34.3	65.7	33.7	32.0	32.0
65 歳以上	5,665	1,219	4,446	2,081	100.0	21.5	78.5	36.7	41.8	41.8
70 歳以上	5,342	832	4,510	1,802	100.0	15.6	84.4	33.7	50.7	50.7
都 府 県	5,823.0	1,960.3	3,862.7	1,984.4	100.0	33.7	66.3	34.1	32.3	32.3
65 歳以上	5,465.8	1,118.8	4,347.0	2,033.7	100.0	20.5	79.5	37.2	42.3	42.3
70 歳以上	5,175.9	750.6	4,425.3	1,758.5	100.0	14.5	85.5	34.0	51.5	51.5

(2) 都府県の経営耕地規模別基幹的農業従事者数別農家数 (1970年)

	実 数 (千戸)					構 成 率 (%)				
	数 (千戸)					構 成 率 (%)				
	専業農家	兼業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	専業農家	兼業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	専業農家	兼業農家
全 国	5,176	1,850	1,521	1,321	1,805	100.0	35.7	29.4	25.5	34.9
65 歳以上	1,088	861	206	189	21	100.0	79.1	18.9	16.7	41.7
70 歳以上	899	481	340	307	78	100.0	53.5	17.4	1.9	0.4
0.3ha以下	747	251	330	291	165	100.0	33.6	34.1	8.7	1.3
0.5ha以下	857	161	335	285	360	100.0	39.2	39.0	22.1	2.5
1.0ha以下	868	73	225	184	571	100.0	25.9	21.2	42.0	3.4
1.5ha以下	404	14	58	44	332	100.0	8.4	10.9	82.2	3.3
2.0ha以下	301	5	23	16	273	100.0	1.7	5.3	90.7	1.7
2.0ha以上	170	3	15	11	152	100.0	1.8	6.5	89.4	1.8
2.0ha以上	71	1	5	3	65	100.0	1.4	7.0	4.2	1.4
2.0ha以上	60	1	4	2	56	100.0	1.5	3.8	92.7	1.1

資料：農林省「1970年世界農林業センサス」結果で、『農業白書』101、105頁による。
 注 この表の基幹的農業従事者は、自家農業だけの従事したものとおよび自家農業とその他の仕事の双方に従事したが、自家農業の方が主のものうち16～59歳で年間60日以上自家農業に従事したものが、私は最低150日以上とすべきだと考える。

る一般的資料は今のところ無いが、高知・三重・岩手各県下の実態調査によると、町村または村落の標準的生産調整率をこえるかまたは全面生産調整するものがあるが、その多くが安定的な恒常的賃労働・職員勤務者であった。

たとえば岩手県下のU農協管内で、七〇年に生産調整した農家五四九戸の経営階層別一戸平均調整面積をみると、五反未満が一・四反、五〇一〇反は一・七反、一〇一五反が二・一反、一五二〇反は二・二反、二〇二五反が二・九反、二五反以上の平均は三・六反というように、小規模農家ほど高率な生産調整を行なっている。かかる非農業者の農家は、自営米作をやめたいと考えながら、緩和された農地法でもまだ自作農的土地所有制が強く、また農家意識としても所有権と耕作権が密着して貸し付けも困難なときに、生産調整で自由小作料水準前後の奨励金が出されることになったため、直ちにこの波に乗ったのだと理解してよいであろう。

第二の要因は生産刺激の高米価によって開田されたものうち劣等田や、高米価なるが故に耕作されていた距離をも含む旧劣等田では、六八年産米から物価が上昇しながらも米価は据え置かれ、米作の有利性が相対的に低下してしまった。たとえば米生産費調査によると、一五〇キログラム当たり第二次生産費は六五年の九、八四七円から規則的に増加し、六九年には一五、

六二二円の一五八・六%となった。これに対して一日当たり家族労働報酬は、六五年の二、〇〇八円から六八年に一三九・一%の二、七九四円に増加したものの、六九年には二、四四〇円で対前年八七・三%へと絶対的にも低下してしまった。そして一〇アル当たり米作の直接家族労働時間と総間接労働時間は、六〇年の一七三・二時間から六五年は一三七・七時間、六八年一六六時間で六九年一二一・六時間へと減少しているから、家族労働報酬が六九年に減少したのは米価据え置き下における生産費の増大によるといってよい。

この結果は当然に距離をも含む最劣等地を駆逐するのであるが、生産調整によって劣等田がどれだけ駆逐されたかについての一般的資料は存しない。そこでやや古いが、六〇年と六七年との米収量階層別推計によって都府県および北海道の、米作付面積と収穫量との米収量階層別分布関係によってこれを推測しよう。

第六表によると、都府県の米作付面積は六〇と六七年の間に九九・六%に減じたが、収穫量は一二・七%の一、三一七万トンに増加した。北海道の作付面積は一二・五・四%と大幅に増加し、収穫量も一四・四%へと増加した。面積よりも収穫量が増加するといういわゆる土地生産性の上昇から、当然に劣等田が絶対的にも相対的にも減少し、優等田は逆に増加するという

結果を生じている。

けれどもこれを作報調査の全国平均一〇アール当たり収量を基準にして検討すると、都府県で六〇年の全国平均収量より少ない三九キログラム以下の作付面積は七五二、九三九ヘクタールで二五・七％、収量では二、六六六、七〇三トンで二二・八％にも達する。これより低い三四九キログラム以下としてみても、面積で九・四％で収量では七・八％になる。また六七年の全国平均収量より少ない四四九キログラム以下は、面積で四八・三％で収量では四一・五％だし、より低い三七四キログラム以下は面積で一五・七％で収量は一・五％となる。

北海道では六〇年に三九キログラム以下は、面積で六・七％で収量は五・一％で、このうち三四九キログラム以下は面積で一・四％で収量は一％である。また六七年の四四九キログラム以下は面積で四三・八％、収量で四〇・九％であり、このうち三七四キログラム以下は面積で二・四％で収量は一・八％であり、いずれにあっても都府県の割合よりも低率である。それはともかく六〇年で三四九キログラム以下の全国合計は、二七七、九九八ヘクタールで九一七、四〇一トンであり、六七年の三七四キログラム以下は四六二、八一ヘクタールの一、五四九、八六七トンになる。

以上のごとき土地生産性格差のうち劣等田だけが生産調整さ

れたとはいえないが、いちおうそう仮定し六七年の収量階層別

累積が生産調整面積に最も近いものを見ると、七〇年一二月末の実績に対し都府県では三四九キログラム以下、北海道では四二四キログラム以下の累積面積と収量が内数で最も近い。また七一年六月末の計画数量に対して都府県では三七四キログラム以下、北海道では四二四キログラムだがむしろ四四九キログラムの方が近い。実態においても単位面積当たり収量が低く、また距離が遠かったり小面積または水利事情が悪くて収穫の不安定な水田が、生産調整されているのが一般的であるが、これは米価据え置き下において当然の結果だといつてよい。

さて以上の、生産力の発展が零細耕作の農家経済構造を潰滅状態にしたこと、および高米価時代の劣等田が米価据え置きと生産費昂騰の挾撃によって追放されたことは、まさに経済的要因による必然の結果で農家の自主的生産調整の側面である。けれども生産調整が順調に進行したことはかかる事情だけでなく、「諸関係による力」としての村落共同体的強制が一般に作用し、とくに七一年産米については「予約申込限度数量」の設定という政策的強制にもよっている。

前述のごとく米の他農産物に対する有利性は、相対的に低下したとはいえまだかなり高水準にあり、また七一年産生産者米価は大量の生産調整を行ないながらも、七〇年の一・四等平均

材数，作付面積，収穫量

(単位：ヘクタール，トン)

収 穫 量 (60～67年)	北		海		道		収 穫 量 (60～67年)
	市町村数 (1967年)	作付面積 (60年)	収 穫 量 (60年)	作付面積 (67年)	収 穫 量 (67年)	作付面積 増 減 (60～67年)	収 穫 量 増 減 (60～67年)
- 45,797	8 (3.6)	264 (0.2)	666 (0.1)	149 (0.1)	515 (0.0)	- 115	- 151
- 63,141	18 (8.2)	2,427 (1.2)	7,387 (0.9)	2,490 (1.0)	8,323 (0.7)	+ 63	+ 936
- 28,060	17 (7.7)	3,216 (1.6)	9,446 (1.2)	3,293 (1.3)	11,896 (1.1)	+ 77	+ 2,450
+ 35,288	20 (9.1)	6,795 (3.4)	22,462 (2.8)	9,032 (3.7)	34,443 (3.1)	+2,237	+11,981
+102,862	37 (16.8)	29,304 (14.9)	112,504 (14.2)	39,103 (15.8)	162,414 (14.5)	+9,799	+49,910
+147,637	25 (11.4)	39,998 (20.3)	158,749 (20.1)	54,317 (22.0)	238,694 (21.4)	+14,319	+79,945
+237,205	30 (13.6)	59,364 (30.1)	242,903 (30.8)	75,806 (30.7)	347,120 (31.3)	+16,442	+104,217
+323,657	14 (6.4)	29,521 (15.0)	122,700 (15.5)	34,634 (14.0)	167,410 (15.0)	+5,113	+44,710
+239,840	4 (1.8)	20,495 (10.4)	90,026 (11.4)	21,390 (8.7)	109,000 (9.8)	+ 895	+18,974
+140,633	4 (1.8)	5,109 (0.9)	22,955 (2.9)	6,780 (2.8)	37,060 (3.3)	+ 1,271	+14,105
+264,501	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0	0
+132,335	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0	0
- 23	43 (19.5)	16 (0.0)	26 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	- 16	- 26
+1,486,937	220 (100.0)	197,109 (100.0)	789,824 (100.0)	247,194 (100.0)	1,116,875 (100.0)	+50,085	+372,051

7集，1969年5月の4～5頁による。なお水稻の10アール当たり全国平均収量は1960

△ノット▽

米生産調整の経過と価格論的考察 (II)

第6表 米の収量階層別市町

	都			府		県
収量階層別	市町村数 (1967年)	作付面積 (60年)	収穫量 (60年)	作付面積 (67年)	収穫量 (67年)	作付面積 増 減 (60～67年)
299kg 以下	263 (8.3)	69,935 (2.4)	210,399 (1.8)	63,541 (2.2)	164,602 (1.2)	- 6,394
300 ~ 349	341 (10.8)	205,372 (7.0)	698,949 (6.0)	192,335 (6.6)	635,808 (4.8)	-13,037
350 ~ 374	295 (9.4)	212,810 (7.3)	756,783 (6.5)	201,013 (6.9)	728,273 (5.5)	-11,797
375 ~ 399	355 (11.3)	274,871 (9.4)	1,000,572 (8.6)	267,584 (9.2)	1,035,860 (7.9)	- 7,287
400 ~ 424	414 (13.1)	350,131 (12.0)	1,306,978 (11.2)	341,917 (11.7)	1,409,840 (10.7)	- 8,214
425 ~ 449	354 (11.2)	346,973 (11.9)	1,345,834 (11.5)	342,065 (11.7)	1,493,471 (11.3)	- 4,908
450 ~ 474	310 (9.8)	343,818 (11.8)	1,373,619 (11.8)	355,312 (12.2)	1,610,824 (12.2)	+11,494
475 ~ 499	290 (9.2)	350,374 (12.0)	1,454,257 (12.4)	364,425 (12.5)	1,777,914 (13.5)	+13,551
500 ~ 524	183 (5.8)	272,221 (9.3)	1,179,134 (10.1)	278,216 (9.5)	1,418,974 (10.8)	+ 5,995
525 ~ 549	114 (3.6)	149,796 (5.1)	678,473 (5.8)	159,994 (5.2)	819,106 (6.2)	+ 3,198
550 ~ 599	156 (4.9)	256,741 (8.8)	1,234,006 (10.6)	261,043 (9.0)	1,498,507 (11.4)	+ 4,302
600kg 以上	49 (1.6)	92,559 (3.2)	443,143 (3.8)	93,740 (3.2)	575,478 (4.4)	+ 1,181
水稲作付なし	29 (0.9)	8 (0.0)	23 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	- 8
合 計	3,153 (100.0)	2,926,109 (100.0)	11,682,170 (100.0)	2,914,185 (100.0)	13,169,107 (100.0)	-11,924

注. 資料は農林大臣官房調査課『農業の動向に関する年次報告組替集計統計表』第
年401キログラム, 67年453キログラム(作報調査)である。

包装込み一五〇キログラム二〇、六八一円から、二二、三〇五円に三%引き上げという政治米価となった。この意味からしても生産調整は経済的必然で自主的に進行しているわけではなく、右のごとき共同体的および国家強制が作用しているものといつてよい。

そこで第三の要因たる村落共同体的強制であるが、この「諸関係による力」は元来封建社会における経済外的強制の内容をなすものではないが、いわんや高度に発展した資本主義経済のもとにあるから、都市生活者にも多かれ少なかれ作用する、生活共同体におけるそれと本質的には同じものといつてよい。ただ村落共同体にあっては、生活過程における共同だけではなく、農業生産の過程にも共同関係が入り込んでいるが故に、一そう強力に作用するという相違が生じてくる。

では生産調整に対して村落共同体的強制が如何に作用するかであるが、たしかに国家の政策推進は農家の自主的で自由な判断によって生産調整をするように指示してはいる。そして国は前稿でのべたごとき種々の要素を加味して都道府県別の目標額を示しており、都道府県も独自の要素をこれに加味したりして市町村に示しているから、決して義務割当ではなく単なる目標にすぎない。だがこの自主自由を建前とする生産調整も、村落相互および農家相互の共同体的関係からして、いわば逆供出関

係という義務的なものに転化するのである。

これを七〇年産米の生産調整に関する調査でみると、そのすべてがまず農家の自主申告を基礎としているから、また地域によってもかなり相違しているため、一義的に村落共同体的規制が作用したとはいえない。たとえば高知市に近い大津村や野市町では、通勤圏内にありまた有名な施設園芸地帯で二期作もなされているから、通勤農家は自家飯米以外をほとんど休耕し、施設園芸拡充と収益の低い二期作の大幅休耕で、初頭から目標額を上回ったし、村落全体で目標を越えたから調整面積を少なくする農家も例外的でしかなかった。

しかし三重県下のSY村は米作依存が強く、まず村落の標準調整量を周知させて連名記入式で第一回の調整申告をしたが、これでは各村落とも目標を上回っていた。第二回は個人別に実施計画書を出させたが、これによると零細農では不変であったが、米作規模の大なる農家ほど第一回よりも大幅に減少してしまつて、再調整を行なわざるをえなかった。またMK村では一万円を村の互助制度でプラスして実施に入つたが、三〇%の主として上層農家はこれを兼業農家優遇措置だとして反対したため、反対者の生産調整不参加で目標額を割った部分は、各村落の責任において達成させている。岩手県U農協も休耕互助会で六、〇〇〇円をプラスし、第一回は自主申告によって多くの村

落は目標を上回ったが、第二回ではこれを再調整して目標額と等しくし、上層農家の調整額を少なくしている。

だから米作依存度の強い地域では、完全な個人申告方式をとれば零細農はともかく上層農では目標に達しなかったはずであり、かつての供出制度に近い市町村別や村落別目標を示し、村落の責任で事実上達成させる方式が調整の順調な一要因であり、その意味において「諸関係による力」としての村落共同体的強制の作用だといってよい。七〇年の生産調整においてしかりであるから、二・三倍以上された七一年ではこの村落共同体的強制は、より広範で強力に作用していると考えてよいであろう。

さて第四はこの七一年の生産調整に新たに加えられた、政府買入れ予約申し込み限度数量という国家的規制である。もともとこれは前稿第一表でみたように、膨大な過剰米をかかえ、かつ異常な末端逆ザヤ価格体系による食糧赤字からして、当然とらざるをえない措置でもあらう。買入制限の方法は、六七・九一年産米で政府に売り渡した実績数量（六九年産米については自主流通米を含む）の年平均量から、七一年産米の生産調整目標数量を差し引いた額の範囲内である。しかも生産者が自主流通米として売り渡しの委託をしたこと、または委託をすることが確実と認められる場合は、市町村長はその額を差し引いて政府売り渡し限度数量にするのである。

こうなると現在の米過剰のもとでは政府買入れが唯一の販路であるから、生産調整の目標を達成せざるをえないのが一般的となり、農家の自主的生産調整ではなく義務的なものに転化し、それは村落共同体的規制で自乗化されて農家に作用する。

米の生産調整は一般に指摘されているように、米生産の近代化政策と矛盾するものであるが、七〇年産米については調整額も少なく上層米作農家の生産力阻止の面は軽微であった。だが七一年には二・三倍になりかつ政府買入れ限度量という足枷が加わったから、米生産力の発展を阻止する力は一段と強化されたと思われる。

それは単に米作専門的な上層農家が、米作面積を縮小することで労働手段の遊休や労働生産力低下をもたらすだけではなく、彼等の経済構造そのものの変更に迫られるという面こそ重要である。なぜなら米価据え置きと物価上昇下の生産調整で、米作だけでは生活を維持しえない農業者層が増加し、彼等は米以外の農産物または臨時的・恒常的賃労働に、多かれ少なかれ転ぜざるをえないであろう。こうして農家の経済構造が変化すれば、米生産力はさらに低下するし生産調整解除後に米作專業型へ復帰することが、いちじるしく困難にならざるをえないからである。

この意味で第四表でのべた順調な米生産調整も、不可避で必

然の結果だとはいえ農業発展に対してマイナスに作用した面がある。その原因は農業政策の全体にかかわっているが、米の生産調整の仕方が資本主義経済の根本たる、プライス・メカニズムを重視してなされなかったところに直接の原因を有する。そこで農産物価格論の観点から、米生産調整の方法や奨励金の問題を検討することに移ろう。

注(2) 拙著『農業経済の価格理論』改補版(一九六九年、御茶の水書房刊)、一七七頁。以下右書からの引用は本文に頁数を示す。

- (3) この関係については拙稿「農業近代化と食糧制度」(食糧庁編『食糧管理史』総論第三巻、一九六九年刊)の一三頁以下。また拙稿「食糧制度の問題」(『農業経済研究』第四二巻第二号)七三頁以下を参照せよ。
- (4) 拙稿「大機械・請負耕作と地代法則」(『本誌』第二巻第三号)一三三頁以下参照。
- (5) 前掲、拙稿「岩手県下における米生産調整と農家経済」、二八頁、および七一頁参照。
- (6) 高度経済成長下における物価上昇の根本要因については、拙稿「現代資本主義の物価騰貴——米価凍結下の物価上昇メカニズム——」(『農業協同組合』七一年五月号)一六頁以下をみよ。

(一九七一・六・二八稿、未完)